

# 一般会計 歳出

一般会計の歳出総額は、79億6,462万円で、前年度より3億3,812万円(4.1%)の減額となっています。

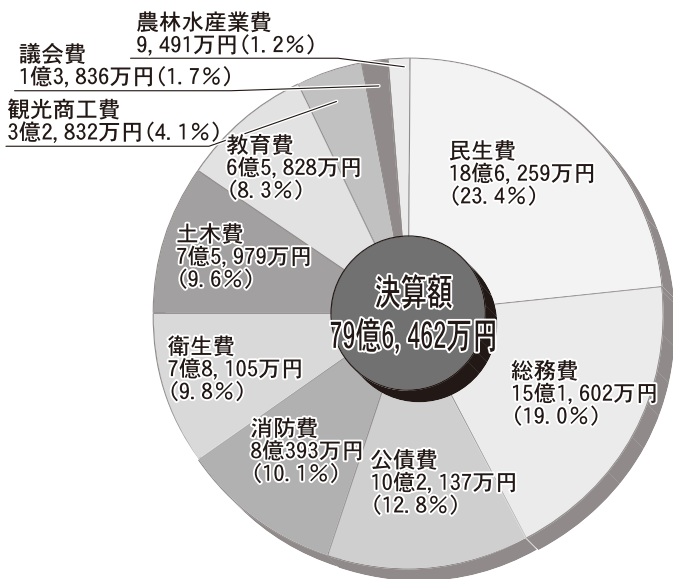
歳出を行政の目的別に見ると、民生費が18億6,259万円と最も多く、全体の23.4%を占め、続いて総務費が15億1,602万円(19.0%)、公債費が10億2,137万円(12.8%)となっています。

歳出を経済的視点で分類した性質別では、障がい者自立支援給付費の増などから、扶助費が前年度より

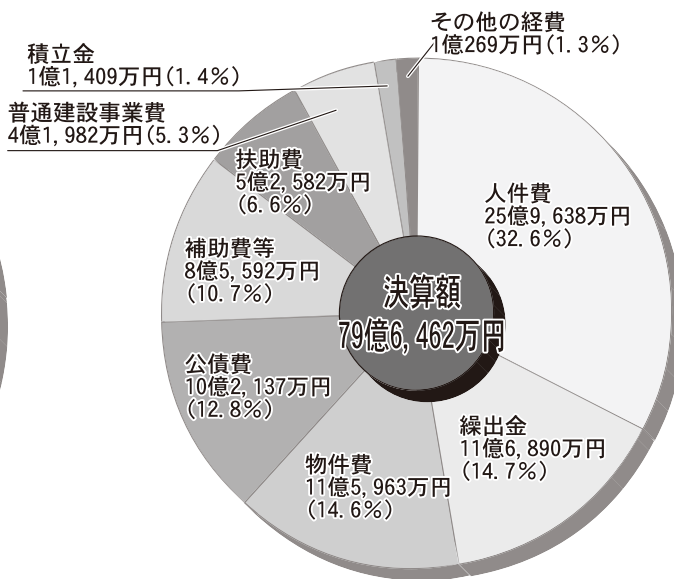
6.2%増の5億2,582万円となり、一方で定額給付金などの事業終了により、補助費等が14.8%減の8億5,592万円、小学校校舎等耐震化事業の事業終了により、普通建設事業費が17.1%減の4億1,982万円となりました。

なお、実質収支額は5,838万円の黒字となり、翌年度への繰越金となりました。

目的別歳出の状況



性質別歳出の状況



## 財政健全化法に基づく健全化判断比率などの状況

指 標	説 明	湯河原町の比率	基 準 値		県内平均 (暫定値)
			早期健全化	財政再生	
健全化判断比率	実質赤字比率	— (1.05)	14.67	20.00	—
	連結実質赤字比率	— (11.31)	19.67	40.00	—
	実質公債費比率	9.8	25.0	35.0	7.4
	将来負担比率	105.3	350.0	—	89.4
資金不足比率	下水道事業特別会計	— (3.7)	(経営健全化) 20.0	—	—
	水道事業会計	— (50.8)			
	温泉事業会計	— (104.8)			

「財政健全化法」とは、町民の暮らしを担う地方公共団体の財政の健全さを計る指標を導入し、再建の枠組みを定めた法律で、これまで対象外としていた国民健康保険事業などの特別会計や水道・温泉事業などの企業会計、さらに土地開発公社などの会計も対象とし、チェックを行うものです。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、すべての会計が黒字であるため、「—(ハイフン)」となっています。また、( )内の数値は実質黒字の比率です。

早期健全化基準(下水道、水道、温泉事業は経営健全化基準)は「財政の悪化(イエローカード)」を、財政再生基準は「財政の破綻(レッドカード)」をあらわす基準値で、健全化判断比率・資金不足比率がこれらの基準を超えた場合、国から健全化に向けた取り組みが指導されます。

湯河原町の健全化判断比率などの状況は、県内平均値を上回っているものの、すべての指標が基準を下回っているため、おおむね財政の健全性が保たれていることとなります。